

天然ガス自動車用燃料供給施設等助成金交付要綱

平成 29 年 4 月 19 日制定
公益社団法人全日本トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が、天然ガス自動車に使用する燃料供給施設等（以下「燃料供給施設等」という。）の設置に必要な経費の一部を助成する事業（以下「助成事業」という。）を行うことにより、貨物自動車の低炭素化及び代替燃料の活用を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「天然ガス自動車」とは、環境対応車導入促進助成金交付要綱第 2 条第 1 号に基づき、全ト協が指定した車両をいう。
- (2) 「燃料供給施設等」とは、天然ガス自動車用急速充填設備及び天然ガス自動車用昇圧供給装置をいう。

(交付の対象)

第 3 条 全ト協は、この助成事業の目的を達成するため、助成事業に必要な経費の一部を予算の範囲内において交付する。

- 2 前項の経費のうち、助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。ただし、助成対象経費には国からの他の補助金の対象経費を含まないものとする。

(助成金の交付額)

第 4 条 全ト協が新設または増設及び改造により燃料供給施設等の設置を行う者に交付する助成金の交付額は、次に定めるところによる。

- (1) 新設
助成対象経費の 1 / 2 以内（上限 4 千万円）
- (2) 増設及び改造
助成対象経費の 1 / 2 以内（上限 1 千万円）
- 2 前項第 2 号による設置は、既設設備が運営開始後 1 年以上を経過し、増設及び改造を必要とする合理的理由があることを要件とする。
- 3 消費税は助成対象経費の対象外とする。

(申請者の資格等)

第5条 申請者は、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 都道府県トラック協会
 - (2) 都道府県トラック協会に所属する会員事業者であって、当該所属協会からの推薦を受けた者
 - (3) 都道府県トラック協会に所属する会員事業者が主体で構成された団体等であって、都道府県トラック協会からの推薦を受けた者
- 2 助成を受ける燃料供給施設等は、当該申請者のためのみに利用されるものであってはならない。

(交付申請)

第6条 申請者は、第4条の助成事業の申請をしようとするときは、様式1による助成金交付申請書に全ト協が定める書類を添付し、別に定める期間に提出しなければならない。ただし、同一年度内の交付申請は、1申請者1施設のみとする。

- 2 助成対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む。)がある場合、別に定める方法により利益等を排除して交付申請すること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第7条 全ト協は、第6条第1項の規定による申請があり、その申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請が本交付要綱に適合すると認め、助成金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、様式2による助成金交付決定通知書により申請者に通知を行うものとする。

- 2 全ト協は、前項の通知を行うに当たり、条件を付することができるものとする。
- 3 全ト協は、第1項の交付決定を行うに当たり、助成対象経費の1/2以内又は助成金の交付限度額のいずれか低い額を助成金の交付決定額とする。

(助成事業の開始等)

第8条 第7条第1項の助成金交付決定通知書を受けた申請者(以下「助成事業者」という。)は、第7条第1項に定める交付決定日以降、その交付の決定の内容に基づく助成事業を開始することができる。ただし、交付決定日以前において、申請者の自己責任で準備等を行うことについてはこれを妨げない。

- 2 助成事業者は、当該交付決定通知書を受けた日の属する会計年度の3月31日までに、助成事業を完了しなければならない。

(契約等)

第9条 助成事業者は、当該助成事業の実施にあたって、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を3社以上の競争入札又は見積比較により決定しなければならない。

ただし、当該助成事業の遂行上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 助成対象経費の支払は、原則として手形によるものではないこと。

(計画変更等の承認等)

第10条 助成事業者は、第6条第1項に定める様式1の助成金交付申請書又は添付書類の内容を変更するとき、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式3による計画変更等承認申請書を、交付決定を受けた日の属する会計年度の1月31日までに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第3号のただし書きにある軽微な変更にあつては、様式4による計画変更等届出書を全ト協に届けることにより、その承認に代えることができる。

(1) 法人の場合にあつては代表者等の変更があるとき

(2) 助成事業の全部または一部を他人に承継しようとするとき

(3) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次の①～②で定める軽微な場合を除く。

① 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成事業者の自由な創意により、より効果的な助成目的達成に資するものと考えられる場合

② 助成目的及び事業能率に関係がない助成事業の細部の変更である場合

(4) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

(5) その他、全ト協が必要と認め指示したとき

2 全ト協は、前項の計画変更を承認したときは、当該助成事業者に様式5による計画変更等承認通知書により通知するものとする。この場合において、全ト協は必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとし、交付決定額の変更については、原則減額とし、増額は行わない。

3 助成事業者は、交付を辞退するとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式6による申請取下申出書を全ト協に提出しなければならない。

(事故の報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が第8条第2項に定める期間内に完了することができずと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式7による事故報告書を全ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の報告書の提出期限は、交付決定通知を受けた日の属する会計年度の1月31日までとする。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（当該助成事業に係る助成事業者の助成対象経費全額の支払い完了をもって助成事業の完了とし、第10条第1項第4号の規定に基づく助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）は、完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式8による実績報告書に全ト協が定める書類を添付して、全ト協に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第13条 全ト協は、第12条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付決定の内容（第10条第1項の規定に基づく変更承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成対象経費の実績額の1/2以内又は交付決定額のいずれか低い額を交付すべき助成金の額と確定し、助成事業者に様式9による額の確定通知書により通知するものとする。

(助成金の支払)

第14条 助成事業者は、第13条の規定に基づく助成金の額の確定通知を受けて助成金の支払いを受けようとするときは、様式9の額の確定通知書を受領した日から7日以内に、様式10による精算払請求書を全ト協に提出しなければならない。

2 全ト協は、前項の請求書の提出を受けて、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 全ト協は、第10条第1項第4号の規定による助成事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第7条第1項の助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 助成事業者が要綱の規定若しくは全ト協の指示に違反した時
- (2) 助成事業者が助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (3) 助成事業者が助成事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- (5) 第5条第1項第2号の会員事業者が都道府県トラック協会を脱退したとき
- (6) 第5条第1項第3号の団体等がその要件を満たさなくなったとき
- (7) 前各号に定めるほか、助成金を交付することが不適當であると認める事由があるとき

- 2 全ト協は、前項の規定による助成金の交付の取消し又は変更をしたときは、助成事業者に対し、速やかに、様式 11 による交付決定取消通知書によりその旨を通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定は、第 13 条に規定する助成金の額の確定があった後についても、適用があるものとする。

(助成金の返還等)

第 16 条 全ト協は、前条第 1 項の規定に基づき助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合にあって、既に助成金を交付しているときは、様式 12 による返還請求書により当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の返還期限は、当該請求のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、助成事業者は返還の期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じてその未納に係る金額に対して年利 10.95%の割合で計算した延滞金を全ト協に納付しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により返還を命じられた助成事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請を、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(取得財産等の管理等)

第 17 条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等について、様式 13 による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 全ト協は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入が有り、又は有ると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることができる。

(取得財産等の処分の制限)

第 18 条 助成事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、設備等については、一定期間その処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること等をいう。）を行ってはならない。ただし、第 3 項により全ト協から承認を得て行う処分については、この限りではない。

- 2 前項の取得財産等の処分を制限する期間は、助成金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数とする。

- 3 助成事業者は、前項の規定により定められた期限内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、予め様式 14 に定める財産処分承認申請書を全ト協に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 助成事業者は、第 3 項の承認後、取得財産等を処分することにより収入が有り、又は有ると見込まれるときは、速やかに全ト協に報告しなければならない。
- 5 全ト協は、前項の場合には期限を付してその収入の全部又は一部の納付を助成事業者に対して請求するものとする。ただし、納付を請求することができる額の合計額は、助成金の確定額の合計額を限度とする。

(区分経理)

第 19 条 助成事業者は、助成事業の経理について、助成事業以外の経理と明確に区分し、助成事業の収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を当該助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、全ト協の要求があったときは、いつでも報告に供せるよう保存しておかなければならない。

(全ト協等による調査)

第 20 条 全ト協は、助成事業の交付業務の適正な運営を図るために、必要な範囲内において助成事業者に対し、所要の調査を行うことができるものとする。

2 全ト協は、全ト協の職員等に前項の調査を行わせることができる。

(事業の実施状況報告)

第 21 条 助成事業者は、当該事業の実施状況について、様式 15 による実施状況報告書を当該助成事業の完了した日から 1 年、2 年および 3 年が経過する日から 30 日以内に全ト協に提出しなければならない。

2 助成事業者は、事業完了 3 年経過後においても、当該設備機器等の法定耐用年数が経過するまでの間において、全ト協から実施状況の報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(附則) (平成 29 年 4 月 19 日)

第 1 条 本要綱は平成 29 年 4 月 19 日より施行する。

第 2 条 平成 24 年 7 月 31 日制定の「低公害車自動車用燃料供給施設等助成金交付要綱」は廃止とする。ただし、従前の要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

■助成対象経費（第3条第2項別表）

（1）天然ガス自動車用急速充填設備

内 訳	定 義
受電設備	高圧交流開閉器、キュービクル式受変電設備等の機器本体 ※工事費用は別途計上する。
構内ガス導管	ガス圧縮機にガスを供給するための、官民境界内のガス事業法によるガス設備工事(配管材料費、配管工事費、耐圧・気密試験費、土木工事費(原則として仮復旧まで)、メーター防護等の付帯工事費)一式
ガス圧縮機	ガス圧縮機本体、原動機及び補器(弁、圧力計、温度計、水分除去装置、圧力制御装置、吸水フィルタ、吐出フィルタ、インタークーラー、アフタークーラー、セパレーター、潤滑油タンク、潤滑油ポンプ、サージタンク、安全弁等)、吸入から吐出までの本体及び補器の接続配管、ベース架台、防音ボックス、防音ボックス換気設備、防音ボックス照明設備、原動機側制御盤及び付属電気設備、サクシヨンスナッパー ※工事費用は別途計上する。
蓄ガス器	ガス容器本体、弁、安全弁、圧力計、温度計、圧力制御装置、接続配管、ガス容器取付架台、カバー、照明設備 ※工事費用は別途計上する。
ディスペンサー	流量計、弁、圧力計、温度計、圧力制御装置、充填ホース、緊急離脱カップラー、充填カップラー、表示器、カードリーダー、プリンター、接続配管、充填管理システム ※工事費用は別途計上する。
ガス圧縮機用冷却装置	冷却塔、ポンプ、熱交換器、ファン、原動機、接続配管 ※工事費用は別途計上する。
計装空気圧縮機	計装空気圧縮機、原動機及び補器、接続配管 ※工事費用は別途計上する。
冷却散水ポンプ及び貯水槽	冷却散水ポンプ、原動機及び補器、貯水槽及び付属品(工事費用は別途計上する)
付属配管	高圧ガス製造設備に係るガス配管(フレームレスター、弁等の付属品を含む)工事、冷却散水設備用配管(弁、散水ノズル等の付属品を含む貯水槽以降及び貯水槽への給水配管)工事、計装空気配管工事(弁等の付属品を含む) ※いずれも原則として天然ガススタンド用地内に限り、配管材料、配管工事、付帯工事を含む。

内 訳	定 義
制御装置	圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサー、冷却散水ポンプの制御装置、ガス漏れ検知警報設備、感震設備、制御盤屋外ボックス ※工事費用は別途計上する。
障壁	高圧ガス保安法により、設置が必要となる障壁工事一式(基礎工事を含む)
万代堀	高圧ガス保安法における天然ガススタンドの境界線を明示し、関係者以外の立入を防止する為、重要な機器への車両の衝突を防止する為、天然ガススタンドの保安の確保に影響する設備を関係者以外のもので安易に操作できないように防護する為、及び条例等に定める騒音基準を満たす為の堀等(コンクリート堀の他、ブロック堀、ネットフェンス、バリケード、チェーンポール等を含む)の工事一式(基礎工事、据付工事、塗装を含む)
キャノピー	キャノピー工事一式(基礎工事、製作・組立て、塗装、付属照明を含むが、ガス放散管、散水設備は別途(付属配管として)計上する。 ※キャノピーの広さは、充填車両停車位置及びディスペンサーをおおう範囲とし、既設設備に増設する場合や、他燃料の設備と同時に施工する場合は、専用部分のみとする。
看 板	案内看板設置工事一式(事業用充填設備の場合)
法規上特に必要なもの	高圧ガス警戒標識、消火器、緑地工事等
設計費	高圧ガス製造設備の詳細設計費、土木・建築工事の詳細設計費、高圧ガス製造許可申請・建築確認申請等の届出費用、図書作成費
基礎工事費	受電設備、ガス圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサー、ガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ及び貯水槽、制御装置、の設備に係る基礎工事、付属配管を敷設する為の配管トレンチ及び天蓋の工事費
据付工事費	受電設備、ガス圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサー、ガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ及び貯水槽、制御装置、に係る据付工事費
試運転調整費	受電設備、ガス圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサー、ガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ及び貯水槽、制御装置、に係る試運転調整費
舗装工事費	天然ガススタンド用地及び付属配管の埋設部分の舗装工事費 ※車両停車位置等の表示を含む。
排水設備工事費	冷却散水、雨水の排水設備工事費(天然ガススタンド用地内に限る)

内 訳	定 義
照明設備工事費	高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則に定める必要な照度を確保するための照明設備工事費 ※圧縮機防音ボックス、蓄ガス器カバー、キャノピー付属の設備を除く材料費、工事費とも。
電気工事費	受電設備、ガス圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサー、ガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ及び貯水槽、制御装置、照明設備に係る電気工事費 ※材料費、工事費とも。
共通仮設費	「公共建築工事積算基準」に準じた共通仮設費
現場経費	「公共建築工事積算基準」に準じた現場経費
一般管理費	「公共建築工事積算基準」に準じた一般管理費
本支管工事負担金	敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金

※下表にあるガス圧縮ユニット、蓄ガス器ユニット、ディスペンサーユニット(定義を下に示す)を用いる場合には、ユニットに含まれるものの内訳を「助成対象設備」の用紙の欄外に明示することとする。

※ガス圧縮ユニット	ガス圧縮機とガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、サクシヨンスナッパ、付属配管、制御装置の全て又は一部を一体化し、電気工事を含めて事前に工場等で組み立てた設備
※蓄ガス器ユニット	蓄ガス器と付属配管、制御装置の全て又は一部を一体化し、電気工事を含めて事前に工場等で組み立てた設備
※ディスペンサーユニット	ディスペンサーと付属配管、制御装置の全て又は一部を一体化し、電気工事を含めて事前に工場等で組み立てた設備

(2) 天然ガス自動車用昇圧供給装置

内 訳	定 義
ガス圧縮機	昇圧供給装置本体、水分除去装置(脱湿器・ドライヤーともいう)
構内ガス導管	昇圧供給装置にガスを供給するための、官民境界内のガス事業法によるガス設備工事〔材料費、工事費、耐圧・気密試験費、土木工事費(アスファルト又はコンクリート舗装に限る)、メーター防護等の付帯工事費一式(昇圧供給装置本体からの放散管を含む)〕
基礎工事費	昇圧供給装置を設置する基礎の工事費(材料費・工事費)
据付工事費	昇圧供給装置の据付工事費
衝突防止設備 設置費	昇圧供給装置への車両の衝突を防止するためのバリケード等の設置費用(材料費・工事費)
試運転調整費	昇圧供給装置の試運転調整費(ガス事業者が実施するものに限る)
電気工事費	昇圧供給装置に電源を供給するための電気工事費(材料費・工事費)
制御装置	昇圧供給装置を屋内等に設置する場合のガス漏れ検知警報設備及び換気設備連動安全停止設備、遠隔停止設備、温度測定設備等の制御設備(材料・工事費とも)
諸経費	「公共建築工事積算基準」に準じた共通仮設費、現場経費、一般管理費

(注) 露点測定費は助成対象外とする。

電力計、通過ガスメーター等は対象外とする。